

保険薬局

ユーアイ薬局 新大久保店

開局時間

月～金 09:00～18:00

土 09:30～14:15

平成23年10月

患者様各位

ユーアイ薬局 新大久保店

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点をご理解いただき、「明細書」の発行を希望されない方は、お申し出下さい。

「夜間・休日等加算」について

平日	19:00～閉局
土曜日	13:00～閉局

上記の時間帯に受付いたしました処方せんについては、「夜間・休日等加算」として400円
(1割負担の方は40円、2割負担の方は80円、
3割負担の方は120円)がかかりますので、ご了承ください。

「時間外・深夜・休日加算について」

※営業時間外の時間外調剤技術料においては下記のとおりです

時間外加算(基礎額の100%)	閉局～22:00	6:00～8:00
深夜加算(基礎額の200%)	22:00～6:00	
休日加算(基礎額の140%)	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)	

ユーアイ薬局 新大久保店

■ 保険外負担（実費負担）について

保険薬局において、療養の給付と直接関係のないサービス等については保険調剤とは別に提供することとなっています。そこで当薬局では下記の項目につきましては、実費（消費税別）での負担をお願いしております。ご了承ください。

項 目	金 額
在宅医療に係る交通費	片道 km につき 円
証明書等の文書料（注１）	1 回につき スタッフにお尋ねください
薬剤の容器代	水剤容器・軟膏容器 各 円
患者さま宅への調剤した医薬品の持参料	片道 km につき 円
患者さまの希望に基づく内服薬の一包化の費用	1 包 に つ き ※1 日分 円 円まで
患者さまの希望に基づく服薬カレンダーの提供	1 日 4 回 1 週 間 分 スタッフにお尋ねください

（注１） 互助会見舞金支援に伴う調剤証明等・労働者債務保証に伴う調剤証明等・大学独自の医療費還付制度に伴う「医療費領収証明書」等

■ 加算の対象時間及び日

項 目	対象時間及び日
夜間・休日等加算	月～金曜日 19：00～閉局まで 土曜日 13:00～閉局まで
時 間 外 加 算※	閉局～22：00 6：00～8：00
深 夜 加 算※	22：00～6：00
休 日 加 算※	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※ 営業時間外の時間外調剤技術料

■ 連携薬局

薬 局 名	連 絡 先
ユーアイ薬局 新宿店	TEL：03-5324-5037
ユーアイ薬局 早稲田店	TEL：03-5287-1042

■ 緊急連絡先

薬 局 名	連 絡 先
ユーアイ薬局 新大久保店	TEL：070-4401-4322

■ 個別点数

算定項目	内 容	点 数
調剤管理料	患者又はその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行った場合に算定いたします。	調剤管理料 1 内服薬の場合（内服用 滴剤、浸煎薬、湯薬、 屯服薬を除く） ※ 1 剤につき算定 7 日分以下の場合 4 点 8 日分以上 14 日 分以下の場合 28 点 15 日分以上 28 日分以下の場合 50 点 29 日分以上の場 合 60 点 調剤管理料 2 内服薬以外の場合 4 点
服薬管理指導料	薬剤の服用に関する基本的な説明、患者への薬剤の服用等に関する必要な指導、継続的服薬指導を行った場合に算定いたします。 ① 3 カ月以内に再来局、 かつ手帳を提示 ② ①・③以外の場合 ③ 介護老人福祉施設等入所者等の場合	① 45 点 ② 59 点 ③ 45 点
調剤基本料	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合に、提出する処方箋の枚数に関係なく処方箋受付 1 回につき算定いたします。	45 点 調剤基本料 1
後発医薬品 調剤体制加算	後発医薬品の使用数量割合が高い医療機関に重点を置いた 評価	30 点
地域支援体制加算	かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域医療に貢献する保険 薬局の体制等を評価	32 点

在宅患者訪問薬剤 管理指導料	在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、算定いたします	単一建物居住者数 1名 650点 2～9名 320点 10名～ 290点
在宅薬学総合体制加 算	在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制を評価	15点
かかりつけ薬剤師 指導料	かかりつけ薬剤師が、保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定いたします	76点
かかりつけ薬剤師 包括管理料	地域包括診療加算もしくは認知症地域包括診療加算を算定している患者さまに対して、かかりつけ薬剤師が、保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定いたします	291点
連携強化加算	他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において調剤を行った場合に算定	5点
特定薬剤 管理指導加算2	連携充実加算（医科）を届出している医療機関からの処方かつ抗悪性腫瘍剤を注射された患者においてレジメンを確認し、必要な薬学管理・指導を行った上で、副作用の有無等を確認し、結果を医療機関に情報提供した場合に算定	100点 (月1回まで)
医療DX推進体制 整備加算	オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保している場合の評価	8点
医療情報取得加算	オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価	1点

薬剤師による在宅訪問を行っております

在宅での療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、処方医の指示に基づき、作成した薬学的な管理計画に基づき患者さんのお宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤の服薬状況・保管状況及び残薬の有無の確認などを行い、訪問結果を処方医に報告することまでを含む業務をいいます。対象者が要介護認定を受けている方は、ケアマネジャーにも訪問結果の概要を情報提供します。

訪問する頻度はお薬を持参するとき（週に1度～月に1度）はもちろん、服薬状況を確認するためや、すでにお届けしてあるお薬をお薬カレンダーへ配置するために、お薬を持参しないで訪問する場合もあります。また、患者さんの生活のリズムや無理のない服薬回数にするためのお薬の選択について処方医に提案することもあります。

通院が困難な方に対して実施するのが原則ですが、通院はできるが認知症が始まりかけた方や高齢の単身生活者で服薬の見守り者がいない方など服薬を忘れてしまうことが多い方も対象となります。

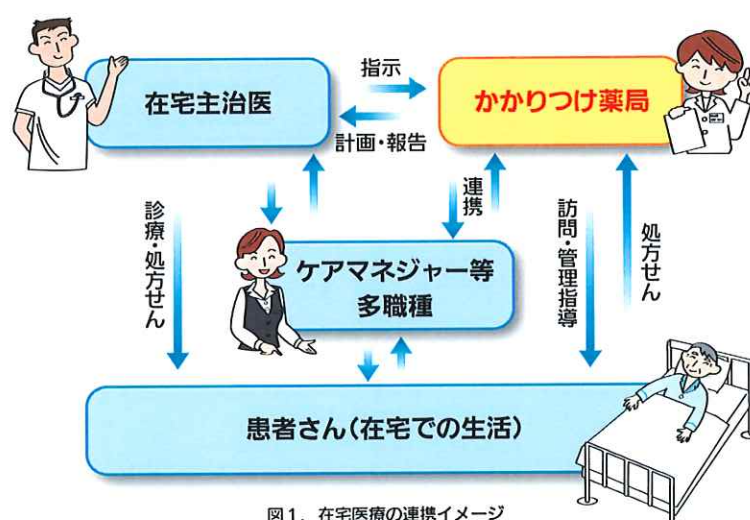


図1. 在宅医療の連携イメージ

■当薬局では、**健康相談** を行っております。

日頃よりご利用頂いている皆様、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。

■当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなる

ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っております。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(事業の目的)

第1条

1. ユーアイ薬局新大久保店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ユーアイ薬局新大久保店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ユーアイ薬局新大久保店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月～金曜日の9:00～18:00、土曜日の9:30～14:15とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、当事業所より半径16キロメートル以内の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤等の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言 ・在宅医療機器、用具、材料等の供給 ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・ その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

（緊急時等における対応方法）

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第11条

1. ユーアイ薬局新大久保店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ユーアイ薬局新大久保店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成22年3月10日より施行する。（令和2年6月1日改定）

ユーアイ薬局

医療DX推進への取り組み



当薬局では、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に積極的に取り組んでいます。



オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、調剤を実施しています

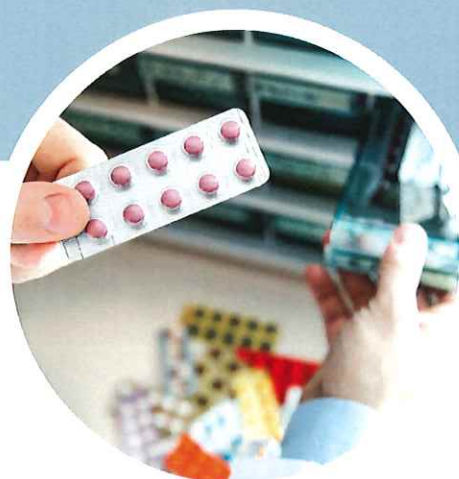


マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます



電子処方箋に対応しているほか、病院との電子カルテ情報共有サービスの導入に取り組んでいます

当薬局では個人情報保護の取扱いに関する基本方針に基づき常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。





とっても
簡単!

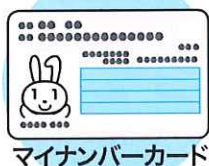
マイナンバーカード

1

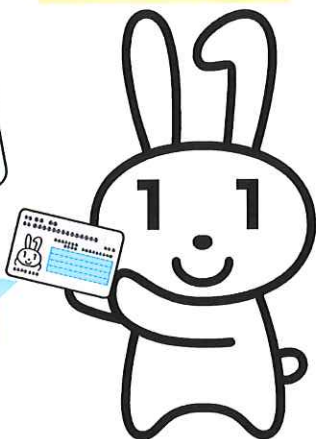


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



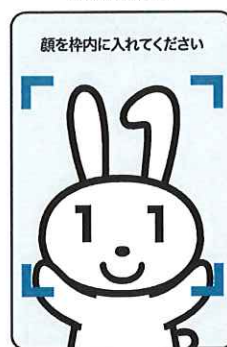
2



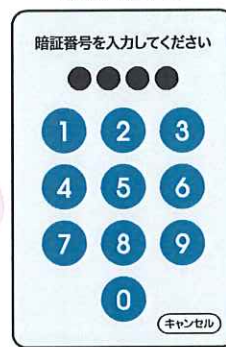
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

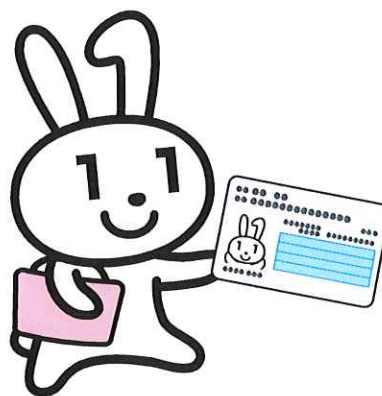
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

選定療養開始のお知らせ

一部の先発品を希望した場合に自己負担金が発生する制度です

後発品との価格差の4分の1（＋消費税） が患者様の負担となります

例：対象の薬剤の先発品（薬価400円）を希望



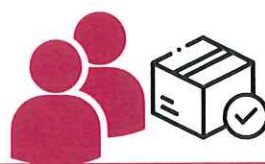
後発品（薬価200円）との価格差200円の1/4 = **50円（＋税）**
が患者様負担となります

これに伴い、当薬局では原則ジェネリック医薬品にて
お薬をご用意させていただきます。

対象外の条件については、以下の通りです

1

後発品の供給不足により
提供が困難



2

処方箋の「変更不可（医療上必要）」
欄に「✓」がある（※要医師捺印）



3

剤形や効能の理由により後発品の
服用が困難と薬剤師が判断



先発品をご希望の場合は
スタッフにお声がけください



何卒ご理解いただけますと幸いです。
ご不明な点がございましたら、薬剤師まで直接お問い合わせください。

選定療養とは？

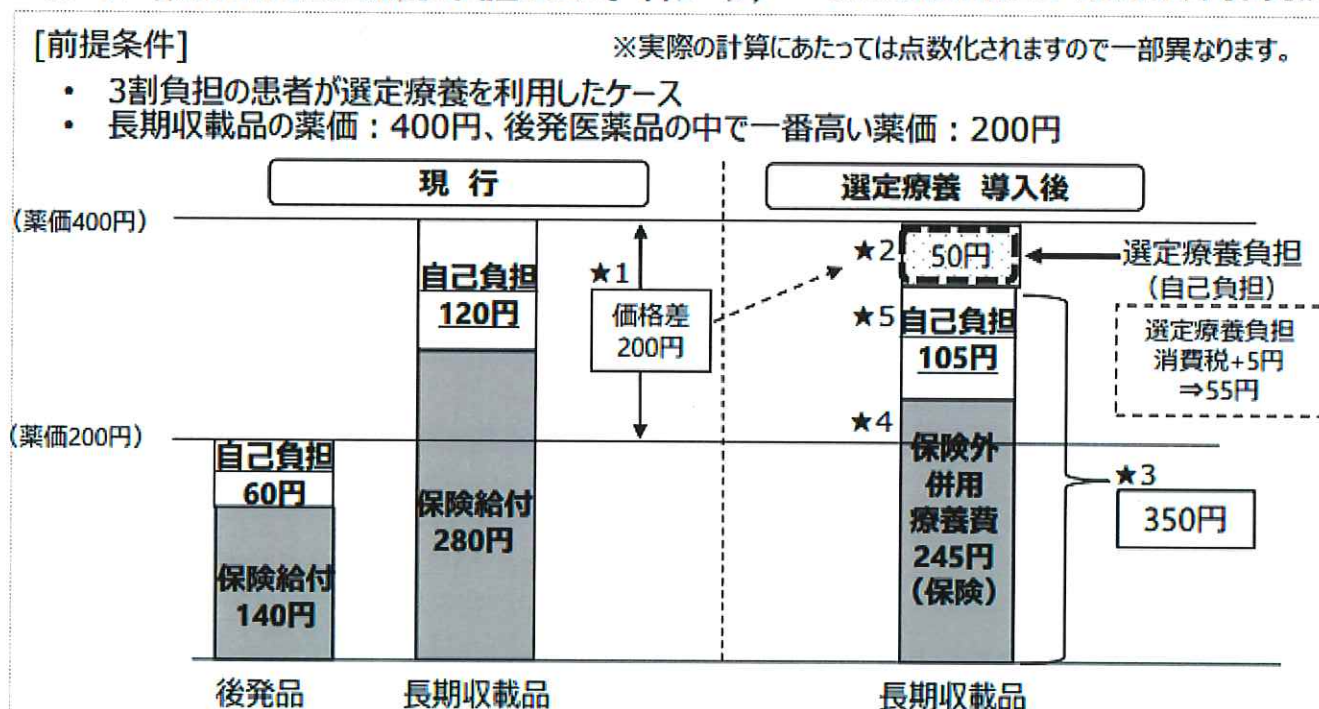
本来同時に支払うことのできない保険外費用を、保険費用と合わせて支払うことのできる仕組みです。令和6年より対象となった「長期収載品の選定療養」は、対象の医薬品について患者様の希望で先発医薬品を選択した場合に、自己負担費用の支払いが必要になります。

その他の選定療養費例：「歯科治療費」「差額ベッド代」など

自己負担の詳細

当該成分・同規格の最高価格帯の後発医薬品と先発医薬品の価格差の4分の1（＋消費税）を追加で負担

<参考> 保険給付と選定療養の負担について（イメージ） 【東和薬品行政ニュース1月31日号より引用】



[解説]

- ① 選定療養として負担頂く範囲は、長期収載品の薬価（400円）と後発医薬品の一番高い薬価（200円）の価格差（上図★1：200円）を算出します。
- ② このうち、4分の1（★2：50円）が選定療養の負担として、患者が負担することになります。なお、選定療養の負担額は薬価制度から外れますので消費税（10%）がかかります（本事例では5円）。
- ③ 次に、長期収載品薬価（400円）の内、①で選定療養の負担となった額（50円）を差し引いた額（★3：350円）が保険給付の対象範囲となり、その内、7割（★4：245円）が保険外併用療養費として支払われます。そして、残りの3割（★5：105円）が保険給付範囲上の自己負担額となります。
- ④ よって、患者さんが負担する合計金額は、「選定療養の負担（★2：50円）＋選定療養費に係る消費税（5円）＋保険給付の自己負担（★5：105円）＝160円」となります。

厚労省HP



詳しくは厚労省のHPをご確認ください